

●第2部●

第7期宇陀市障がい福祉計画

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本市の障がい者施策全体の方向性を定めるものとして、「第3次宇陀市障がい者基本計画」では、すべての人が障がいの有無にかかわらず、等しく個人として尊重される共生のまちづくりを実現することを目指し、「誰もが自分らしく生き、互いに認め合う共生のまち」を基本理念として掲げています。

この基本理念は、「第7期宇陀市障がい福祉計画」及び「第3期宇陀市障がい児福祉計画」においても共通するものであり、障がい福祉サービスの計画的な体制整備と障がい福祉サービスの充実を通じて、基本理念の実現を目指します。

第2節 計画の基本的視点

基本理念に基づき、障がい福祉計画全体をつらぬくサービス提供の基盤整備における基本的視点として、次の4つを定めます。

基本的視点1：障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の一員として誰もが尊重される社会の実現に向けて、障がい福祉サービスの基盤を充実させることで、社会的障壁の除去・軽減を図る必要があります。サービスの利用にあたっては、障がい当事者の自己決定を尊重し、その意思決定を支援することで、社会参加の促進を図ります。また、自己決定権の尊重と本人保護との調和に関して、精神上的障がいにより判断能力が不十分で意思決定が困難な人への支援を進めるため、成年後見制度の利用促進に努めます。

基本的視点2：障がいや生活の状況に応じたニーズへの対応

障がい福祉サービスは、それを必要とする人が、障がいの状況や生活支援の必要性に応じて、主体的に利用できるものであることが必要です。特に、発達障がいのある人を支える体制づくり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等、誰もが必要な支援を受けられるよう、サービスの周知を進めるとともに、相談支援等を通じてサービス利用を促進します。一方、ニーズの増加に対応できる体制整備を進めるため、サービス提供体制の充実・強化を事業所に働きかけると同時に、人材の確保に努めます。

基本的視点3：地域生活への移行とその継続に対する支援の強化

共生社会の実現には、障がいのある人が、必要な支援を受けつつ、自立した生活を地域で継続していける環境整備が求められます。障がい福祉サービスの充実を進めると共に、相談等を通じた生活の支援を進め、自立した生活の開始・継続を支援します。同時に、精神科病院入院患者や施設入所者等の地域生活への移行を促進するため、必要な相談・支援の体制を強化します。また、広く市民や地域団体等に対し、障がいに関する理解の促進や社会的障壁の除去とともに、地域共生社会の実現に向け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進します。

基本的視点4：障がい特性などに配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた障がいがある人の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点について留意に努めます。

また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がいなどについて、社会全体のさらなる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実に努めます。

第3節 第6期計画の成果目標の実績

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

◆取り組み

第6期は施設入所者の生活状況や本人の意向を踏まえながら、地域での生活移行について支援を行ってきましたが、目標値56人に対して実績値は54人でした。また、施設入所者の地域生活への移行者数は目標値4人に対して実績値は0人でした。

(1) 施設入所者数

令和元年度末の施設入所者数	57人	
令和5年度末の施設入所者数	目標値	実績値
	56人	54人

(2) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和元年度末の施設入所者数	57人	
地域生活移行者数（令和3年度～令和5年度）	目標値	実績値
	4人	0人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 316 日以上とする。
- 令和 5 年度末の精神病床に 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上・65 歳未満)を設定する。
- 令和 5 年度における入院後 3 ヶ月時点の退院率を 69%以上とする。
- 令和 5 年度における入院後 6 ヶ月時点の退院率を 86%以上とする。
- 令和 5 年度における入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とする。

◆取り組み

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、宇陀市障害者地域自立支援協議会や自殺対策計画推進会議等で検討を行い、地域包括ケアシステムの構築を目指しましたが、構築は未設置です。

保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目標値	実績値
令和 5 年度末までに保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置	未設置

3. 地域全体で支える仕組みづくり

国の基本指針

- 地域生活支援拠点等について、令和 5 年度末までの間、各市町村または各圏域に 1 つ以上確保しつつ、年 1 回以上運用状況を検証検討する。

◆取り組み

地域生活支援拠点等について、宇陀市障害者地域自立支援協議会、相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障がいのある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人や子どもの地域生活を支援する観点から、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、整備を目指しましたが、今のところ未設置です。

地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の数	1箇所	未設置

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 令和5年度中に福祉施設から一般就労への移行者数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。
 - ・就労移行支援事業からの移行者数を、1.30倍以上する。
 - ・就労継続支援A型事業からの移行者を、1.26倍以上とする。
 - ・就労継続支援B型事業からの移行者を、1.23倍以上とする。
- 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援を利用することとする。
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率が、8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業を行う事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとし、福祉施設（日中活動系サービス）の利用者の内、令和5年度中に一般就労に移行する者等の数値目標を設定しました。

◆取り組み

就労移行支援事業所については、現在市内に2事業所、就労定着支援事業所が2事業所あり、令和5年度の一般就労移行者数は目標8人に対して7人（見込み）の実績でした。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

指 針 項 目	数 値	実 績 値
令和元年度一般就労移行者数（基準）	6人	—
令和5年度の一般就労移行者数	8人	7人
令和元年度就労移行支援事業からの移行者数（基準）	3人	—
令和5年度の一般就労移行者数	4人	7人
令和元年度就労継続支援A型事業からの移行者数(基準)	0人	—
令和5年度の一般就労移行者数	2人	0人
令和元年度就労継続支援B型事業からの移行者数(基準)	3人	—
令和5年度の一般就労移行者数	4人	0人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

	目標値	実績値
令和5年度の就労移行支援事業の利用者数	28人	23人

(3) 就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合

	目標値	実績値
令和5年度の就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	0%

(4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率

	目標値	実績値
令和5年度における就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%	100%

(5) 就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合

	目標値	実績値
令和5年度における就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合	70%	—

(6) 就労定着支援事業所における就労定着率が、8割以上の事業所の割合

	目標値	実績値
令和5年度における就労定着支援事業所における就労定着率が、8割以上の事業所の割合	70%	—

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に児童発達支援センターを1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
- 令和5年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに、コーディネーターを配置する。

◆取り組み

保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係者による協議の場は設置。医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置は2名となっています。国の指針とする、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については未確保ですが、宇陀市独自事業として市内事業所において、宇陀市重症心身障害児（者）居場所づくり事業（通称：つばめくらぶ）を開始し、日中一時預かり及び入浴サービスを提供しています。

指 針 項 目	目標値	実績値
児童発達支援センターを設置	設置	未設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築	未構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	確保	未確保
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係者による協議の場を設置	設置	設置

(1) 医療的ケアの必要な子どものショートステイを行う事業所の確保(本市独自)

	目標値	実績値
令和5年度における医療的ケアの必要な子どものショートステイを行う事業所数	1箇所	未設置

(2) 医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

	目標値	実績値
令和5年度におけるコーディネーターの配置人数	1人	2人

第4節 第7期計画の成果目標

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の成果目標

基本目標①-1

○令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

基本目標①-2

○令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

◆取り組み

第7期計画では施設入所者の生活状況や本人の意向を踏まえながら、地域への生活移行について支援を引き続き行います。

(1) 施設入所者数

令和4年度末の施設入所者数	53人
【目標値】 令和8年度末の施設入所者数	49人

(2) 施設入所者の地域生活への移行者数

令和4年度末の施設入所者数	53人
【目標値】 地域生活移行者数（令和6年度～令和8年度）	4人

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の成果目標

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。（新規）

◆取り組み

数値目標の設定が求められているものは都道府県の障がい福祉計画であるため、本計画においては目標設定は行いませんが、奈良県の目標設定に合わせて、精神病床から地域生活への移行を促進すべく、相談支援や障がい福祉サービスの充実と地域理解の促進を図ります。

「地域包括ケアシステムの構築」は、精神障がいを持つ人々への対応が重要な部分となっており、県単位における目標とされています。

本市では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、宇陀市障害者地域自立支援協議会や自殺対策計画推進会議等で検討を行います。

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項 目	目標値
(都道府県の目標) 令和8年度末までに保健・医療・福祉関係者による精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	設置

※保健、医療、福祉の専門家がチームを組み、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。

※精神科医、心理師、社会福祉士、看護師などが連携を取り、総合的なケアを提供します。

(圏域に1カ所)

3. 地域全体で支える仕組みづくり

国の成果目標

○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

◆取り組み

地域生活支援拠点等について、宇陀市障害者地域自立支援協議会、相談支援センターや各相談支援事業所等と連携を図りつつ、障がいのある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人や子どもの地域生活を支援する観点から、住み慣れた地域で安心して暮らしていける支援施設 1 箇所、整備することを目指し、自立支援協議会において設置に向けた協議・検討を行います。

(1) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目標値
地域生活支援拠点等の数	設置

4. 福祉施設から一般就労への移行等

国の成果目標

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。(新規)
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。(新規)

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業を行う事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とします。

◆取り組み

就労移行支援事業所については、現在市内に2事業所、就労定着支援事業所が2事業所あり、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とします。(新規)

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

指 針 項 目	R3年度 実績	目標値
令和8年度一般就労への移行者	6人	13人
令和8年度就労移行支援事業からの移行者数	6人	9人
令和8年度就労継続支援A型事業からの移行者数	0人	2人
令和8年度就労継続支援B型事業からの移行者数	0人	2人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

令和 8 年度の就労移行支援事業の利用者数	目標値
令和 8 年度一般就労移行支援事業利用者数	19 人

(3) 就労移行率 5 割以上の就労移行支援事業所の割合

令和 8 年度の就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業 利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上 の事業所を 5 割以上	目標値
	50%

(4) 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

令和 8 年度における就労定着支援事業による支援を開始した 時点から 1 年後の職場定着率	目標値
	80%

(5) 就労移行支援事業から就労定着支援事業の利用者の割合

令和 8 年度における就労移行支援事業から就労定着支援事業 の利用者の割合	目標値
	70%

(6) 就労定着支援事業所における就労定着率が、7 割以上の事業所の割合

令和 8 年度における就労定着支援事業所における就労定着率 が 7 割以上の事業所の割合	目標値
	25%

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の成果目標

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること（都道府県）

◆取り組み

国の基本指針により、障がいのある子どもの支援提供体制を計画的に確保することを目指します。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

成果目標	目標値
児童発達支援センターを設置	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	構築
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	確保
保健・医療・障がい福祉・保育・教育等関係者による協議の場を設置	継続

(1) 医療的ケアの必要な子どものショートステイを行う事業所等の確保 (本市独自)

令和8年度における医療的ケアの必要なこどものショートステイを行う事業所等数	目標値
	1カ所

(2) 医療的ケアの必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

令和8年度におけるコーディネーターの配置人数	目標値
	2人

第2章

障がい福祉サービスの見込量

第1節 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

●見込みの考え方●

本市における過去の利用実績等の推移を踏まえて見込んでいます。利用者数の多い居宅介護については、ほぼ同水準で推移していますが、引き続き利用の増加傾向を想定して見込量を設定しています。また、行動援護は実績値を踏まえ見込量を設定しています。

サービス名	単位	令和5年度 年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	656	679	703	728
	人/月	72	76	81	86
重度訪問介護	時間/月	0	116	116	116
	人/月	0	1	1	1
同行援護	時間/月	34	34	34	36
	人/月	2	2	2	2
行動援護	時間/月	308	315	322	330
	人/月	14	14	15	15
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	119	119	119
	人/月	0	1	1	1

●見込量の確保の取り組み●

居宅介護については、障がい特性に応じ、適切に対応できるよう職員の資質の向上に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。

また、同行援護・行動援護については、引き続きサービス需要の把握に努めるとともに、可能な限り近隣の事業所において、サービスを受けることが可能な体制整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス等

●見込みの考え方●

本市における過去の利用実績等の推移を踏まえて、全体的に利用が増加することを想定していますが、就労継続支援（B型）については、就労移行支援の利用の増加に伴い増加を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	3,147	3,202	3,259	3,316
	人/月	169	172	175	179
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	6	6	6	6
	人/月	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	240	245	251	256
	人/月	11	11	12	13
就労移行支援	人日/月	315	326	337	349
	人/月	17	18	18	19
就労継続支援 (A型)	人日/月	422	456	492	531
	人/月	22	24	26	28
就労継続支援 (B型)	人日/月	1,522	1,617	1,718	1,826
	人/月	85	88	92	96
就労定着支援	人/月	1	1	1	1
療養介護	人/月	10	13	13	14

●見込量の確保の取り組み●

生活介護の需要が増加する中、支援スタッフの不足が課題となっていました。今後は、さらに必要なサービスが提供できるよう、引き続き関係機関と連携を図りながら必要なサービスの提供体制整備に努めます。また、就労移行支援及び就労継続支援では、増加を見込むとともに、引き続き利用者のニーズの把握に努めるとともに、サービス基盤の確保に向け、企業との連携や支援を含めた整備を一層図ります。また、支援学校、相談支援事業者や地域の関係機関との連携を強化し、卒業生の適切なサービス利用計画の作成に努め事業所の新規参入を推進するとともに、近隣自治体とも連携し、必要なサービスの確保に努めます。

(3) 短期入所

●見込みの考え方●

本市における過去の利用実績等の推移を踏まえ、同水準の需要を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	人日/月	326	354	385	418
	人/月	35	35	36	36

●見込量の確保の取り組み●

ニーズに対応するため、事業所との連携をさらに強化するとともに、近隣自治体とも連携し、必要なサービスの確保・充実に努めます。

(4) 居住系サービス

●見込みの考え方●

共同生活援助（グループホーム）については、本市における過去の利用実績の推移を踏まえて、同程度の需要を見込んでいます。施設入所支援については、施設入所者数の削減目標等を考慮しながら、同程度の需要を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	53	56	59	63
施設入所支援	人/月	52	51	50	49

●見込量の確保の取り組み●

グループホームについては、障がいのある人の地域における自立生活の基盤として、特に整備が求められており、市内事業所と連携して重点的な整備を進めます。入所施設については、地域生活への移行を基調としつつ、ニーズの傾向を踏まえ、適正な整備を進めます。

(5) 相談支援

●見込みの考え方●

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員にサービス等利用計画の作成が求められることから増加を見込んでいます。また、地域移行、定着支援については同程度を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	56	62	69	77
地域移行支援	人/月	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	1

●見込量の確保の取り組み●

計画相談支援については、障がい福祉サービス利用者全員が対象となることから、需要の増加に対応できるよう、指定事業所の相談支援専門員の増員を図ります。

第2節 地域生活支援事業

(1) 必須事業

●見込みの考え方●

令和3年度から令和5年度の実績と今後の事業計画を踏まえて見込んでいます。

サービス名		単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	有
自発的活動支援事業		実施の有無	無	無	有	有
障害者相談支援事業		箇所数	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		人/年	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		人/年	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	人/年	190	236	245	259
	要約筆記者派遣事業	人/年	5	5	5	5
	手話通訳者設置事業	人/年	2	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業		人/年	10	12	12	13
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	5	10	10	10
	自立生活支援用具	件/年	1	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件/年	7	7	7	9
	排せつ管理支援用具	件/年	550	539	528	517
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	1	2	2	2

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間/年	5,442	5,551	5,662	5,775
	人/年	73	74	76	77
地域活動支援センター 事業	人/年	195	199	203	207
地域活動支援センター 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有

●見込量の確保の取り組み●

各事業内容の充実を図るとともに、事業等の周知に努めます。また、移動支援事業は多くの利用が見込まれる事業であることから、必要な人が利用できるようサービス利用状況の検証と適正な事業運営に努め、サービス量の確保を図ります。

(2) 任意事業

●見込みの考え方●

令和3年度から令和5年度の実績と今後の事業計画を踏まえて見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所数	8	8	8	8
	人/年	21	21	22	22
社会参加促進事業 (自動車運転免許取得・ 改造助成事業)	人/年	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	回/月	34	42	42	42
	人/月	5	6	6	6

●見込量の確保の取り組み●

今後も事業内容の周知を図り、サービス利用の確保に努めます。利用者のニーズを踏まえ、地域の実情に沿った事業を展開します。

第3節 発達障害者支援事業

(1) パARENTトレーニング等の推進

(奈良県計画) パARENTメンターの養成を行い発達障がい者支援センターと連携し相談支援体制の充実を図るとしています。

事業名	内 容
パARENTトレーニング	子どもと関わりながら、日常生活で起こる困難を解消し、子どもの発達を促したり、問題行動を減らして望ましい行動を増やしていくための、保護者向け療育のスキルアップを図る支援プログラムを作成し家族支援の強化を図ります。

●見込みの考え方●

今後のニーズを踏まえて、事業実施を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和6年度
パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	—	2	3	5

(2) 地域の相談支援体制の強化

(奈良県計画) 地域の相談支援事業者に対する指導助言や人材育成支援、連携強化の取り組みの充実を図るとしています。

事業名	内 容
相談支援事業者に対する訪問指導・連携強化	相談支援事業者に対し訪問による指導や助言等を行い事業者のスキルアップを図るとともに、相談支援事業者との連携により支援体制の強化に取り組みます。

●見込みの考え方●

実績の増加傾向を踏まえ、相談支援体制の充実・強化のための取組事業実施を見込んでいます。

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	4	7	7	7
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	0	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	1	2	2	2

(3) 福祉サービスの質を向上させるための取り組み

(奈良県計画) 障がい福祉サービスの各種研修の積極的な活用を進める。

事業名	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修	事業所における職員のスキルアップを図るため、さらに各種研修の実施等を行い福祉サービスの向上を図ります。

●見込みの考え方●

今後のニーズを踏まえて、福祉サービスの質を向上させるための取り組み事業実施を見込んでいます。(○、×で示します。)

サービス名	単位	令和5年度 実績見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	—	○	○	○
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	実施	—	○	○	○
指導監査結果の関係市町村との共有	実施	—	○	○	○